

基本理念 3

障がい者(児)・要介護者等、誰一人取り残さない歯科保健医療サービスの確保

● 札幌市が実施する障がい者(児)への取組の現状と課題

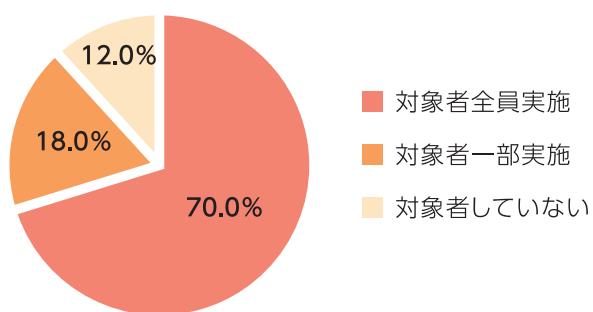
一般の歯科医院での歯科治療が困難な場合が多い障がい者(児)に対する札幌市の歯科保健医療の取組としては、全身麻酔等による高度な歯科治療にも対応できる札幌口腔医療センターを整備し、札幌歯科医師会と連携しながら歯科医療の提供体制の確保に取組んでいます。

また、令和2年度より障害者施設利用者に対する歯科健診及び歯科保健指導の機会の確保を図るため、歯科医師、歯科衛生士を施設に派遣する事業を開始し、施設における歯科健診の導入支援や施設職員に対する研修等を実施しています。

令和5年度に実施した調査結果によると、障がい者(児)入所施設における定期的な歯科健診を実施していない施設と対象者全員に実施していないと回答した施設は10施設(30.3%)であった他、半数以上の施設において歯科的な問題がある入所者がいる状況であり、適切に歯科医療に繋ぐ取組が求められます。誰一人取り残さない歯科保健医療サービスの確保に向けて、全ての施設利用者に対する歯科健診の機会の確保や施設職員の研修の機会の充実等、障害者施設関係者と連携しながらさらなる取組が必要となっています。

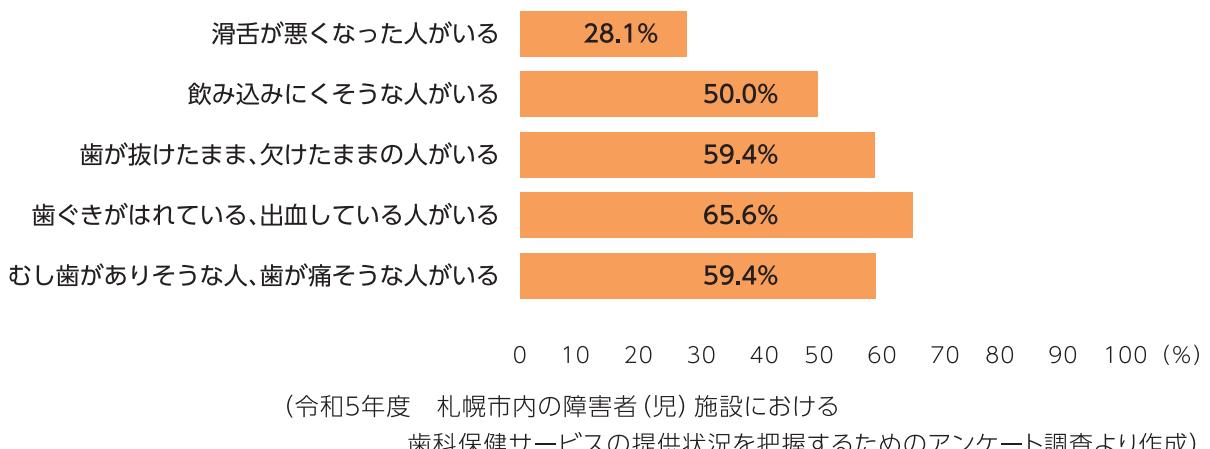
また、近年、医療的ケア児に対する取組も着目されており、歯科保健医療についても、歯科健診の機会の確保や在宅歯科医療の提供体制が課題となっています。

図 3-6 障害者(児)施設における定期的な歯科健診実施施設割合



(令和5年度札幌市内の障害者(児)施設における
歯科保健サービスの提供状況を把握するためのアンケート調査より作成)

図 3-7 障害者(児)施設における歯科的な問題のある入所者がいる施設割合



Column : 医療的ケア児

令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下「医療的ケア児支援法」という。)」によると、医療的ケア児は人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を、日常生活及び社会生活を営むために恒常に受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む)と定義しています。

【医療的ケア児の現状】

- 札幌市では市内に300人～350人の医療的ケア児がいると推計されています。

【医療的ケア児の課題】

- 医療的ケア児に関する歯科疾患の状況が正しく把握されていない。
→訪問歯科健診の受診機会を設ける等の対策を行う必要があります。
- 医療的ケア児に対する安心・安全な歯科医療提供体制について検討する必要があります。
→歯科医療従事者への医療的ケア児に関する講習会や多職種合同での講習会等を開催し、医療的ケア児に対応できる人材育成に努める必要があります。